

東京都「(仮称)社会的責任ある公共調達指針(案)」に関する意見・提案

構成

- 1 公共調達における労働問題
- 2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見
- 3 公契約条例の制定に関する提案

2023年8月31日
東京都第3回社会的責任に配慮した
公共調達に係る有識者会議

連合東京
政策局・局長
上本 俊之

1 公共調達における労働問題

(1) 公共調達関連職種の人手不足、低位の賃金水準

単位：円

<東京の公共調達関連職種の求人倍率、求職賃金(2023年6月)>

職種(一般常用)	求人倍率	求職賃金 (時給換算) ※月給は165時間で除した	東京都最低賃金 1,072円との差額	求職賃金 (年収換算) ※一般常用は月給に12を乗じた 常用的パートは1800時間を乗じた
建築・土木・測量技術者(一般常用)	6.7	1,988	916	3936792
建設・採掘従事者(一般常用)	7.61	1,701	629	3368424
社会福祉専門職業従事者(一般常用)	4.09	1,399	327	2770476
介護関連(常用的パート)	7.85	1,197	125	2154600
保安職業従事者(常用的パート)	13.91	1,125	53	2025000
飲食物調理従事者(常用的パート)	5.65	1,114	42	2005200
事務従事者(常用的パート)	0.43	1,213	141	2183400

[出所]

東京労働局「東京職業別有効求人・求職状況」2023年6月時点

(東京労働局ウェブサイト) https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kakushu_jouhou/chingin_toukei/tesuto/_121515.html

1 公共調達における労働問題

(1) 公共調達関連職種の人手不足、低位の賃金水準

<東京の公共調達関連の職種の人手不足感(2023年6月)>

職種	UAゼンセン加盟組合のある企業の人手不足感(各企業組合のコメント)
給食	賃金が低く、 人の確保が課題 。資格の有無でも変わるが、基本的に都内は賃金に大幅な差は設けていない。
介護	どの職場も慢性的な 人員不足 。
医療事務	どの職場も慢性的な 人員不足 。販管社員や他院、他拠点のスタッフの支援で何とかカバーしている状況。
設備	資格補修者の母数が少なく、資格保有者に業務の偏りが起こることで、 人員の不足 が起こっている。
清掃	高齢化に伴う、急な欠員(長期離脱)に対応できる 余剰人員がない 状況。特に中小企業は母数が少なく厳しい。
警備	世の中の 人員不足 に輪を掛けた状態。時給ではコンビニなどにも劣るケースもあり、人離れが起きている。契約場所によってはエリアを広げて求人をつけるので遠方からのエントリーは交通費など経費もかかる。

[出所]

UAゼンセン東京都支部総合レジャーサービス業種協議会調査(2023年4月)

1 公共調達における労働問題

(2) 外国人技能実習生の労働問題

<建設業に従事する外国人技能実習生の低賃金(2022年)>

技能実習生の月賃金 177,800円	÷	建設業月間総実労働時間 163.5時間	=	1,087円
-----------------------	---	------------------------	---	--------

年収(月賃金×12か月) 2,133,600円
最低賃金(令和4年10月改定全国平均) 961円との差額 126円

[出所]
厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」在留資格区分別にみた賃金
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2022/index.html>

厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和4年分結果確報」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r04/22cr/22cr.html>

1 公共調達における労働問題

(2) 外国人技能実習生の労働問題

<受け入れ事業所の法違反>

厚生労働省が令和4年に監督指導。外国人技能実習生の受け入れ事業場9,829箇所のうち7,247か所(73.7%)で労働基準関係法令違反が見つかった。

違反事項	違反事業場数	違反率(%)
使用する機械等の安全基準	2,326	23.7
割増賃金の支払い	1,666	16.9
健康診断結果についての医師からの意見聴取	1,583	16.1
労働時間	1,545	15.7

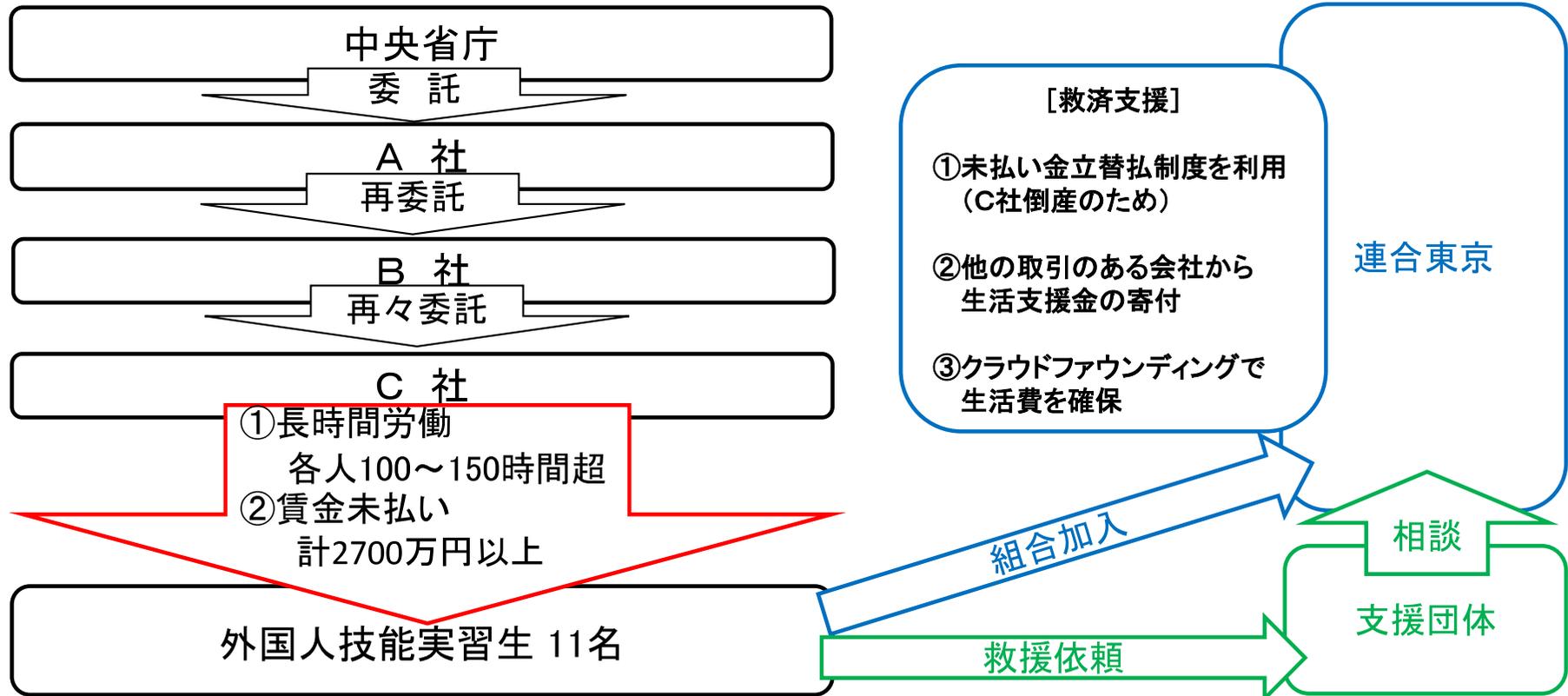
技能実習計画認定件数が多い5業種	違反率(%)
建設	83.2
農業	74.7
食料品製造	72.5
繊維・衣服	68.2
機械・金属	67.4

[出所] 労働新聞第3413号(2023年8月21日)

1 公共調達における労働問題

(2) 外国人技能実習生の労働問題

<具体例: 公共調達の現場における長時間労働・賃金未払いの問題、苦情処理～救済システムの不在>



2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「6. 担保方法」に関して

- (10) 通報受付対応(グリーンバンス・メカニズム)
- (追加1) 落札前措置
- (追加2) 適切な発注額

「5. 持続可能性に関する基準」に関して

- 4.7 長時間労働の禁止(前半の義務的事項)
- 4.8 職場の安全・衛生(前半の義務的事項) ※1.1法令遵守と関連
- 4.9 外国人・移住労働者(後半の推奨的事項) ※4.1国際労働基準の遵守・尊重、4.3強制労働の禁止と関連
- 5.2 公正な取引慣行(義務的事項)
- 4.6 賃金(義務的事項、推奨的事項→義務的事項へ訂正) →「3 公契約条例の制定に関する提案」へ

2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「6. 担保方法」に関して

(10) 通報受付対応(グリーンバンス・メカニズム)

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011)は、救済措置へのアクセスの保障を求め、政府「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」は、救済へのアクセスに関する取り組みを定めている。

東京都は、公共調達発注者、さらに人権保護等の公共政策推進者の責務として、サプライヤー及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同(3. 東京都の責務)、また、信頼できる第三者機関との連携により、調達指針の不遵守等に関する通報の受付、相談・苦情処理、改善、対象者の適切かつ実効的な救済まで一貫して対応するグリーンバンス・メカニズムを構築する。

併せて、調達指針の不遵守が潜在化しないよう、まず、人権侵害や労働問題の被害者となり得る外国人・移住労働者、一人親方等のフリーランスを含むすべての労働者・従事者への調達指針の存在、通報受付窓口とグリーンバンス・メカニズムの周知、多言語対応、手続きの簡素化、通報者の保護(5. 持続可能性に関する基準(1)1. 2)などを行い、誰もが通報しやすい仕組みとする必要がある。

2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「6. 担保方法」に関して

(追加1)落札前措置

落札前の措置に、人権保護を組み入れる。人権に関わる契約遵守事項違反事業者の入札参加資格停止及び停止解除の要件の設定、資格登録の際の人権尊重啓発を目的とした手続(例:東京2020競技大会組織委員会「持続可能性の確保に向けた取り組み状況に関するチェックリスト」の提出)、調達指針「持続可能性に関する基準」(特に、人権基準)の総合評価方式の社会的価値評価加点への組み入れ、など。

[参考]

「持続可能な公共調達推進に関する第二次提言～バリューチェーンにおける責任ある企業行動・労働慣行の促進に向けて～」一般財団法人CSOネットワーク、2023年7月20日。ILO駐日事務所との共同調査の結果に基づいた第一次提言を改定。

(ILOウェブサイト)https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_888678/lang--ja/index.htm

(追加2)適正な発注額

東京都は、受注者であるサプライヤーに対して、サプライヤー及びサプライチェーンが調達指針を遵守するために必要なコストを含む適正な金額により発注する。

2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「5. 持続可能性に関する基準」に関して

4.7 長時間労働の禁止(前半の義務的事項)

「調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働」の記載の後に、以下の記載がある。

「労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者」

当該労働者が建設・運輸労働者を指しているのであれば、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されることから、2024年4月以降は、当該記載を削除する必要がある。

なお、仮に、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)であっても、時間外労働と休日労働の合計が月100時間以上となる場合を含め、原則は、上限を超える時間外労働・休日労働を命じることはできない。

2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「5. 持続可能性に関する基準」に関して

4.8 職場の安全・衛生(前半の義務的事項) ※1.1法令遵守と関連

労働分野の法律順守に関して、「法令等」の「等」に「法律」、「政令」、「省令」、「告示」に加え、「通達」も含むことが重要であり、その点について明記することが重要である。例えば、労働災害防止のための対策を指導する「指導通達」は労働者に対する義務(安全配慮義務)の解釈の基準となり、通達に違反して災害が発生すれば、企業はその損害を賠償する責任も生じる。

[参考]

厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」(令和5年3月14日)

(中災防ウェブサイト) <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-64/hor1-64-8-1-0.htm>

厚生労働省労働基準局長通達「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」(令和5年7月4日)

(中災防ウェブサイト) <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-64/hor1-64-25-1-0.htm>

2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「5. 持続可能性に関する基準」に関して

4.8 職場の安全・衛生(前半の義務的事項)

また、労働安全衛生法に基づく省令改正で、2023年4月より危険有害な作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方などに加え、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、一定の保護措置が義務付けられた。4.8の義務的事項に「労働者等」と記載しているが、「等」に労働者以外の人を含むことを明記し、それらに対する義務についても記載する必要がある。

なお、厚生労働省は「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を設置し、請負契約で就業している者へのさらなる安全衛生対策について、2022年5月から検討を続けており、個人事業主への安全衛生対策への言及は避けられない。

[参考]

労働安全衛生法に基づく省令改正

(厚生労働省ウェブサイト)<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000930498.pdf>

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会

(厚生労働省ウェブサイト)https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00010.html

2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「5. 持続可能性に関する基準」に関して

4.9 外国人・移住労働者(後半の推奨的事項)

※4.1国際労働基準の遵守・尊重、4.3強制労働の禁止と関連

ILO第181号「民間職業仲介事業所条約(日本は1999年7月28日批准)」の第7条1項において、「民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない。」と規定されている。批准国である日本国内の民間の仲介業者が直接もしくは間接的に労働者から手数料などを徴収してはいけないと定めたものであり、外国人技能実習生にも適用される。

少なくとも、都の調達指針においては、**手数料を技能実習生に負担させないこと(受入れ企業または監理団体による負担)**を義務的事項とし、**契約義務により、条約違反を回避する必要がある。**

なお、ILO第29号「強制労働条約(日本は1932年5月1日批准)」による強制労働の定義では、4.3に記載のある「不当な身体的又は精神的拘束」だけでなく、181号条約で規定している「手数料などを含め借金をさせたくえで就労させる」ことなども含まれる点にも留意する必要がある。

[参考]

ILO第181号 民間職業仲介事業所条約

(ILOウェブサイト) https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238998/lang-ja/index.htm

ILO第29号強制労働条約

(ILOウェブサイト) https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239150/lang-ja/index.htm

2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「5. 持続可能性に関する基準」に関して

5.2 公正な取引慣行(義務的事項)

「独占禁止法や下請法」の後に、「等の取引に関する関係法令等」と記載し、建設業法、下請中小企業振興法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、その他取引関連の政令等の遵守を義務付ける。

建設工事の請負契約は下請法の適用除外であるが、その代わりに建設業法で発注者・元請・下請間の請負契約における規定がされている。

また、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス新法)は2024年秋頃までに施行予定であり、現在その準備が進められている。建設で働く一人親方を含め、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられる。

[参考]

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス新法)
(厚生労働省ウェブサイト)<https://www.mhlw.go.jp/content/001124404.pdf>

2 指針(案)(令和5年8月18日時点)に関する意見

「5. 持続可能性に関する基準」に関して

4.6 賃金(義務的事項、推奨的事項→義務的事項へ訂正)

本項の義務的事項は、前半記載の、最低賃金の支払いのみである。

しかし、ILO(1944年フィラデルフィア宣言、2008年公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言)が示すとおり、**ディーセント・ワークの実現には、後半の推奨的事項に記載の、労働の価値に見合った公正な賃金、生活に必要なものを賄うことができる生活賃金(リビングウェッジ)が必要**である。

生活賃金(リビングウェッジ)は、労働者が、健康で文化的な生活に最低限必要な衣食住、保健・医療、教育、税・社会保険料等を賄うことができる賃金である。連合が試算した「2021連合リビングウェッジ」(https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/living_wage.html)では、2021年の東京都のリビングウェッジ(時間単価)は1,190円で、東京都最低賃金の1,041円を141円上回る。

同時に、適正価格の取引の観点から、公共調達に従事する一人親方等のフリーランスへの報酬も同様の水準が保たれるべきである。

従って、本項を「賃金・報酬」とし、後半の推奨的事項も義務的事項として、「**サプライヤー等は、労働・業務の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金・報酬の支払いに努める**」という努力義務契約とする。

3 公契約条例の制定に関する提案

(1) 調達指針「持続可能性に関する基準」賃金・報酬の基準を実現する公契約条例の制定
調達指針「持続可能性に関する基準」「4.6賃金・報酬」にて努力義務としつつ、「**サプライヤー等による、労働・業務の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金・報酬の支払い**」を実現するには、適正な賃金・報酬の支払いを契約により義務付け、ダンピング受注の防止と適正な発注額・取引額への改善、人材確保、地域経済の活性化等に効果がある、「**東京都公契約条例**」の制定が必要である。

(2) 公契約条例と生活賃金条例のはじまり

日本国内の公契約条例は、公契約規整（左下）。公契約規整により生活賃金も実現可能。

まともな労賃を支払う業者だけが受注できる
[公契約規整]

1889年～ フランスにおける公契約規整
1931年 アメリカのデイビス・ベーコン法
1949年 ILO第94号条約 ※

労働者が生活ができる賃金を得る
[生活賃金(リビングウェッジ) 条例]

1994年 アメリカ・ボルティモア市で制定
(公契約で米連邦最賃を上回る賃金支払)
2008年4月 全米160の市郡で条例制定

※ILO94号「公契約における労働条項に関する条約」

公の機関を一方の契約当事者として締結する契約には、その契約で働く労働者の、団体協約または承認された交渉機関、仲裁裁定あるいは国内の法令によって決められたものより有利な労働条件に関する条項を入れること。

[参考] 嶋田暁文(2022年)地方自治ふくおかvol.77「公契約条例をめぐる多面的検討～諸論点の体系的考察～」一般財団法人福岡県地方自治センター、pp.57-96

https://www.jstage.jst.go.jp/article/chihoujichifukuoka/77/0/77_57/_pdf

ILOウェブサイト https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239085/lang--ja/index.htm

3 公契約条例の制定に関する提案

(3) 公契約条例の4類型

①労働条項(賃金条項＝労働報酬下限額以上の支払い)があるもの

1)労働報酬下限額について[受注者の支払い義務]があるもの

ILO第94号条約型	発注者の自治体と受注者の事業者が、対象の公契約事業にて、[受注者および受注関係者が、第三者である労働者等に対して、労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払う]契約(労働条項、連帯責任条項)をするもの。労働者に労働報酬下限額(労働債権)の請求権がある。
公権力規制型	発注者の自治体が、公権力により、受注者の事業者に対して、労働報酬下限額以上の支払いを強制するもの。

2)労働報酬下限額について[受注者の支払い義務]がないもの

行政指導型	発注者の自治体が、受注者及び受注関係者の事業者に対して、労働報酬下限額以上の支払いを求めるもの。
-------	--

②労働条項(賃金条項＝労働報酬下限額以上の支払い)がないもの

理念型	公契約に関する総則的事項を定めるもの。
-----	---------------------

[出所]連合、筆者作成

3 公契約条例の制定に関する提案

(4) IL094号条約型条例（公契約条例の代表格）の仕組み

発注者の自治体と受注者の事業者が、対象の公契約事業において[受注者及び受注関係者が、第三者である労働者等に対して、労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払う]契約(民法537条「第三者のためにする契約」)をすることを定める条例。具体的には、以下趣旨の条文を設ける。

＜条文例＞

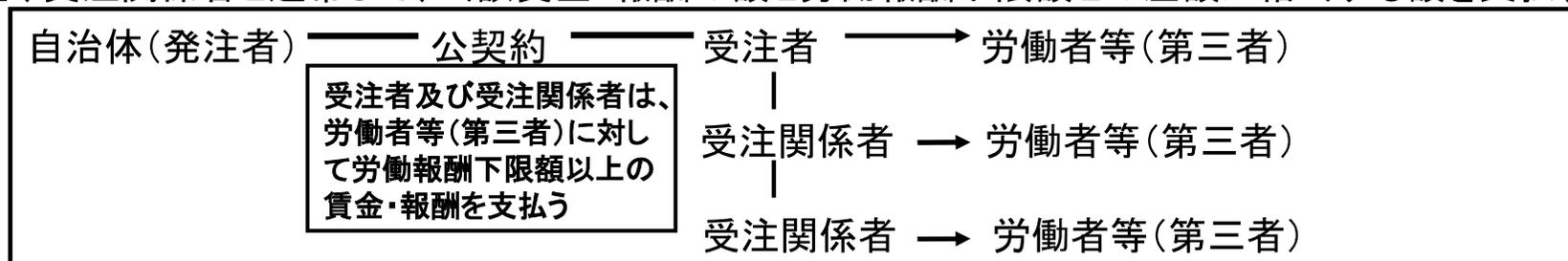
①自治体は、公契約において次に掲げる事項を定めるものとする。

1)労働条項(賃金条項)

受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金・報酬を支払う。

2)連帯責任条項

受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金・報酬の額が労働報酬下限額を下回ったとき、受注関係者と連帯して、当該賃金・報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払う。



3 公契約条例の制定に関する提案

(4) IL094号条約型条例（公契約条例の代表格）の仕組み

<条文例>

②対象契約

工事、業務委託・指定管理
対象となる予定価格の範囲

③適用される労働者等の範囲

公契約に従事するすべての労務提供者（一人親方等の個人事業主も含む）

④労働報酬下限額の支払いの実効性の担保

労働報酬下限額の支払い状況の報告（受注者・受注関係者→自治体）

条例、労働報酬下限額についての労働者等への周知（受注者・受注関係者→労働者等）

労働報酬下限額の未払いについての労働者等の申出権（労働者等→自治体）

申出した労働者等への不利益取り扱い禁止（自治体→受注者・受注関係者）

受注者・受注関係者の契約違反、条例違反行為に対する措置（自治体→受注者・受注関係者）

立入検査、是正命令、契約解除（受注者）、損害賠償、違約金、指名停止

⑤公契約審議会

学識者、事業者、労働者の3者構成

労働報酬下限額の設定、条例や入札・契約制度に関連する重要事項を審議

[参考]国土交通省「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」提言概要(2023年3月29日)

○ 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要



資料2

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

- 請負代金変更ルールの明確化
価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。
- 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化
請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建設資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。
- 透明性の高い新たな契約手法
契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

- 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による廉売行為を制限
中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。
- 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)
請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。
- CCUSレベル別年収の明示
技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。
- 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限
時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

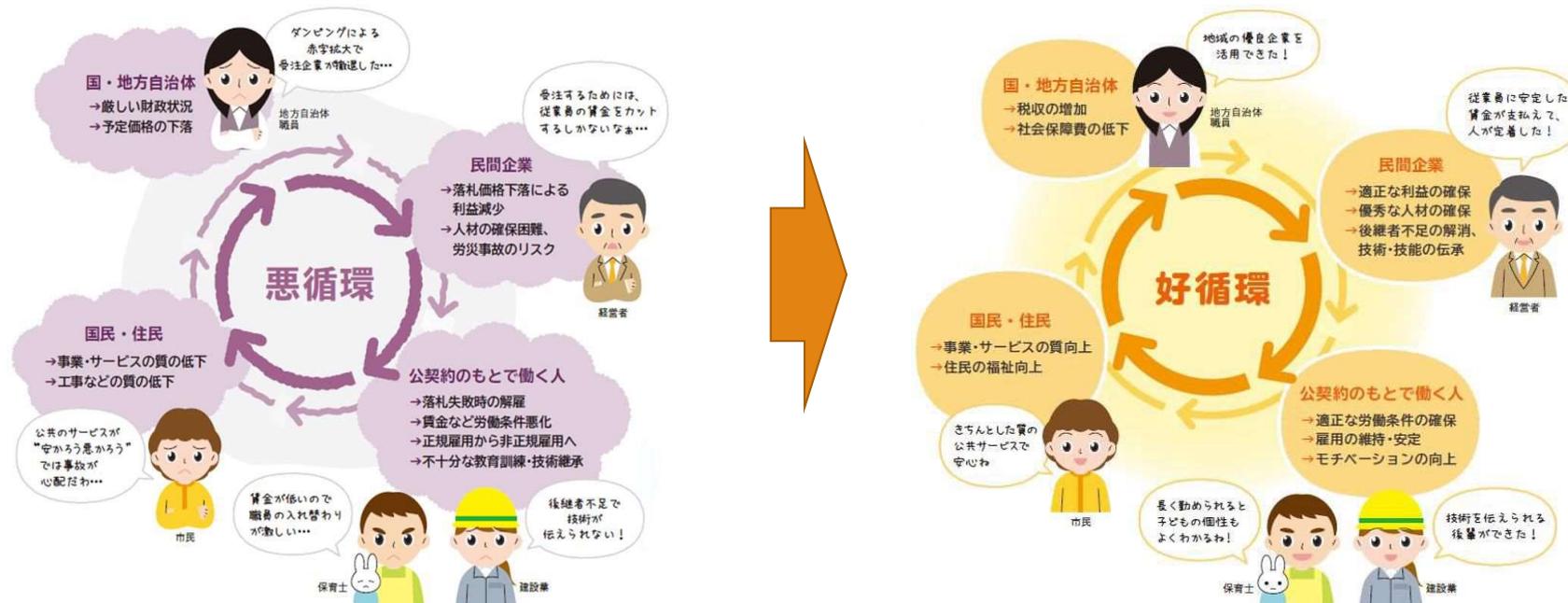
実効性の確保に向けた対応

- ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」
国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。
- 許可行政庁による指導監督の強化
建設業法第19条の3(不当に低い請負代金)違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

3 公契約条例の制定に関する提案

(5) 公契約条例の目的・効果 = 持続可能な公共調達・経済社会の実現

- 公契約に従事する労働者等の適正な労働条件の確保 ※手段でもある
- ダンピング受注防止、適切な発注額・取引額への改善
- 担い手の確保
- 公共サービスの安全と質の確保
- 地域経済・社会の活性化と好循環(経済の乗数効果も期待)



[出所] 連合「公契約条例で地域の活性化」

[公契約条例の効果] ダンピング防止、落札率の向上(発注額の改善)

公契約条例を施行すると、落札率が概ね90%以上に向上する。

<公契約条例施行自治体の工事平均落札率(2021年度)>

千代田区:89.5%

足立区:平均92.63%、最大落札率98.90%

渋谷区:95.6~100%

国分寺市:91.3%~97.8%

日野市:(2020年度)13件96.52%、(2021年度)1件100%

多摩市:94.5%(うち100%が4件)

野田市:98.24%

我孫子市:90.65%(条例対象工事)

相模原市:89.6%(条例対象工事)

[公契約条例の効果] ダンピング防止(取引額の改善)、重層下請構造の解消

公契約条例を施行すると、「さや抜き(さや取り)」がなくなり、重層下請構造が解消される。

<多摩市公契約条例対象工事の施工体制の例(2018年度)>

多摩市では、条例施行により、下請事業者が5次程度→概ね2次程度へ変化。

	1次下請	2次下請	3次下請	合計
①北諏訪小学校改修工事 5億6160万円	45社	68社	6社	119社
②南鶴牧小学校改修工事 5億5396万円	24社	24社	2社	50社
③一本杉橋補修工事 9504万円	8社	2社	0社	10社
④一の宮二丁目公園整備 5778万円	9社	1社	0社	10社

[出典]多摩市平成30年度第3回公契約審議会(7月30日)配布資料1-1

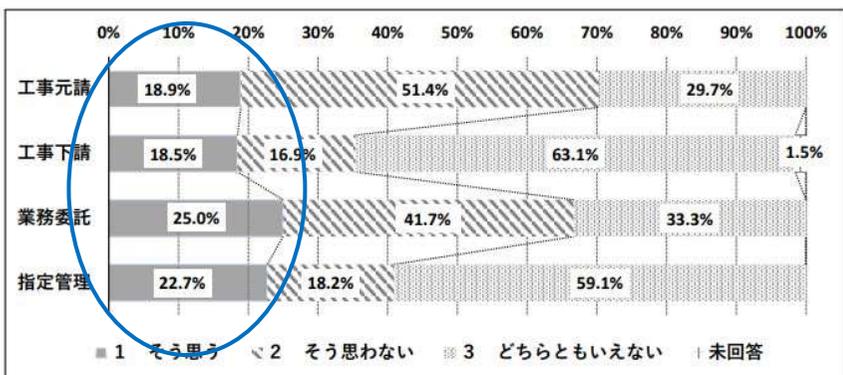
[公契約条例の効果] 賃金・報酬の改善、従事者(労働者等)の生活の安定

足立区公契約条例

(13) 労働環境の整備に対する効果

【問7】 公契約条例は、貴社の労働環境の整備に効果があると思いますか。また、その理由もご記入ください (いずれか一つに○)。

『工事元請』『業務委託』は、「2 そう思わない」が、
『工事下請』『指定管理』は、「3 どちらともいえない」との回答が最も多い。

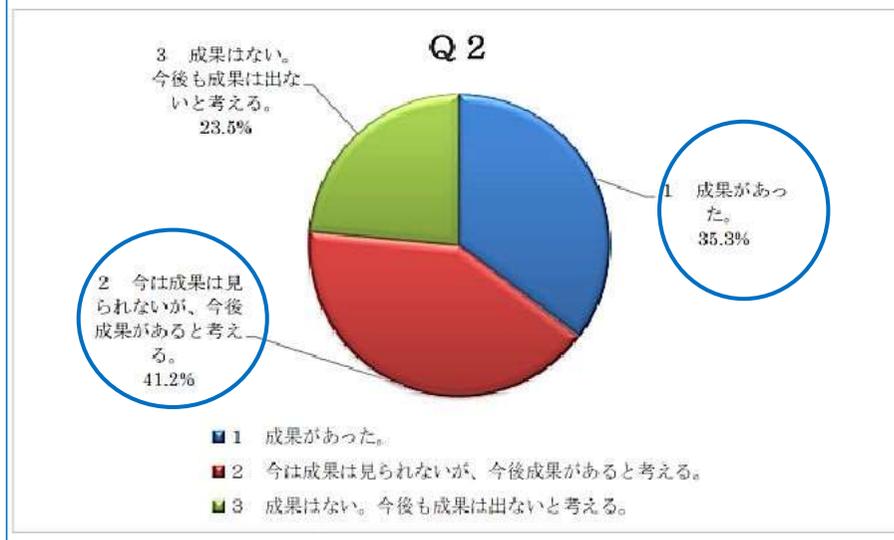


項目	工事請負契約				業務委託契約		指定管理協定	
	元請		下請		回答数	割合	回答数	割合
1 そう思う	7	18.9%	12	18.5%	3	25.0%	5	22.7%
2 そう思わない	19	51.4%	11	16.9%	5	41.7%	4	18.2%
3 どちらともいえない	11	29.7%	41	63.1%	4	33.3%	13	59.1%
未回答	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
総計	37	100.0%	65	100.0%	12	100.0%	22	100.0%

多摩市公契約条例

事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する者の適正な労働条件の確保が進み、労働者の生活の安定に結びつく成果がありましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 成果があった。	12	15	14
2 今は成果は見られないが、今後成果があると考ええる。	14	15	14
3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。	8	10	11



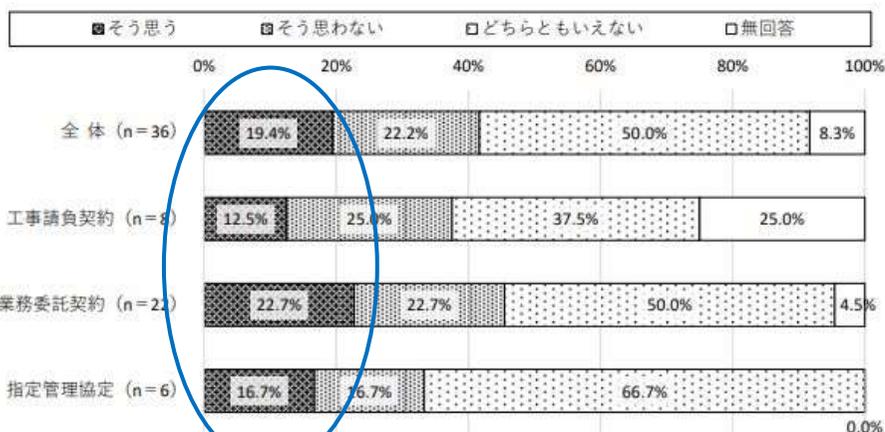
[出所] 多摩市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果(実施期間: 令和5年4月7日~5月10日)
 (多摩市ウェブサイト) <https://www.city.tamag.jp/res/projects/default/project/page/001/012/002/siryou2pdf>
 足立区公契約条例 アンケート調査結果(調査期間: 令和4年10月17日~12月31日)
 (足立区ウェブサイト) https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/61434/questionnaire_1.pdf

[公契約条例の効果] 従事者(労働者等)の生活の安定、労働意欲の向上

千代田区公契約条例

10. 従事者の生活安定への結び付き (問8)

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(〇は1つ)



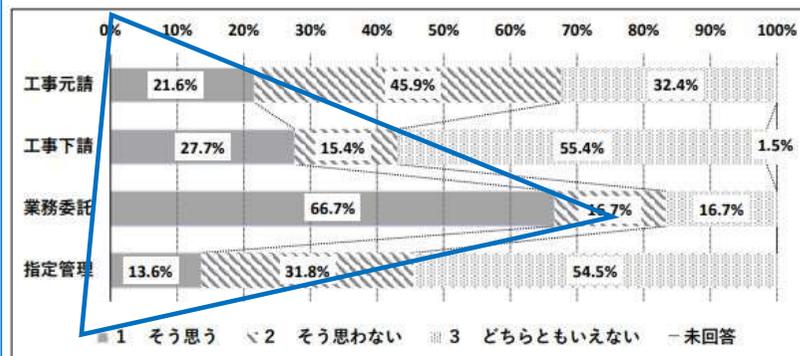
従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉で見ると、「どちらともいえない」が50.0%で最も高く、次いで「そう思わない」が22.2%、「そう思う」が19.4%となっている。

足立区公契約条例

(14) 労働意欲の向上に対する効果

【問8】 公契約条例は、労働者の労働意欲の向上に効果があると思いますか。また、その理由もご記入ください (いずれか一つに〇)。

「業務委託」は、「1 そう思う」との回答が3分の2と最も多い。
「工事元請」は「2 そう思わない」が、「工事下請」「指定管理」は、「3 どちらともいえない」との回答が最も多く、それぞれ約半数を占めている。



項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理協定	
	元請	下請	元請	下請	元請	下請
1 そう思う	8 21.6%	18 27.7%	8 66.7%	3 13.6%		
2 そう思わない	17 45.9%	10 15.4%	2 16.7%	7 31.8%		
3 どちらともいえない	12 32.4%	36 55.4%	2 16.7%	12 54.5%		
未回答	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%		
総計	37 100.0%	65 100.0%	12 100.0%	22 100.0%		

[出所] 千代田区公契約条例に係るアンケート結果報告書(実施期間: 令和2年12月21日~令和3年1月20日)

(千代田区ウェブサイト) <https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/10724/r2chosa.pdf>

足立区公契約条例 アンケート調査結果(調査期間: 令和4年10月17日~12月31日)

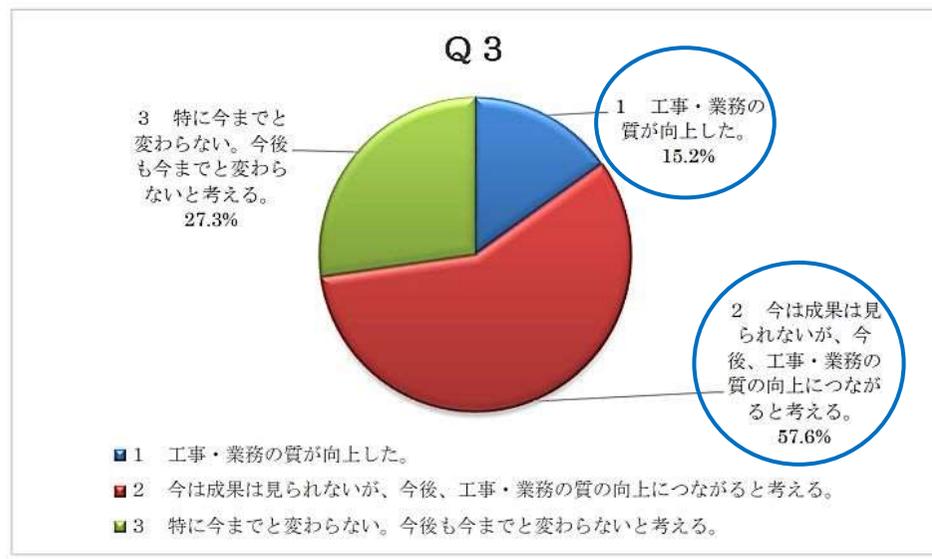
(足立区ウェブサイト) https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/61434/questionnaire_1.pdf

[公契約条例の効果] 工事・業務の質の向上、地域経済・社会の活性化

多摩市公契約条例

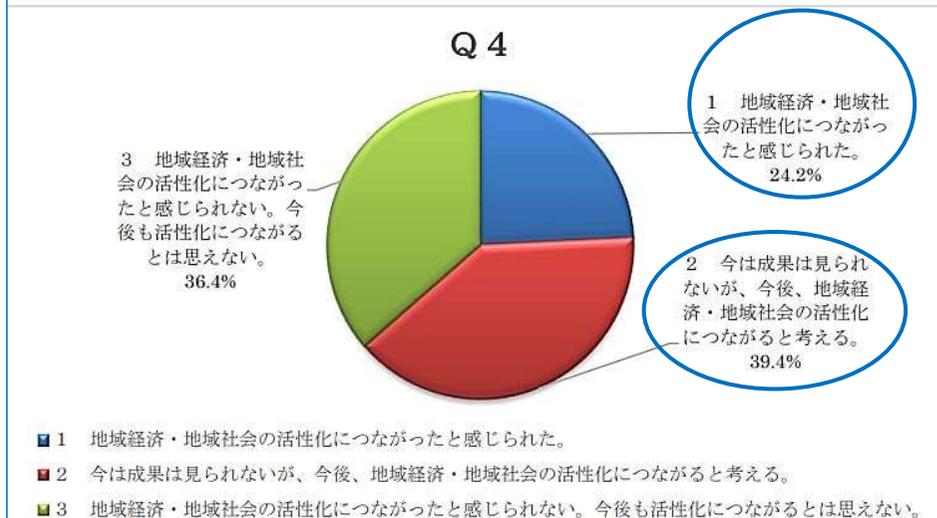
事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 工事・業務の質が向上した。	5	9	7
2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える。	19	20	20
3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。	9	11	12



公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、公契約条例が施行されたことで地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。	8	10	7
2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。	13	17	19
3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。	12	13	12



[出所] 多摩市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果
 (実施期間: 令和5年4月7日~5月10日)
 (多摩市ウェブサイト) <https://www.city.tama.lg.jp/res/projects/default/project/page/001/012/002/siryu2pdf>

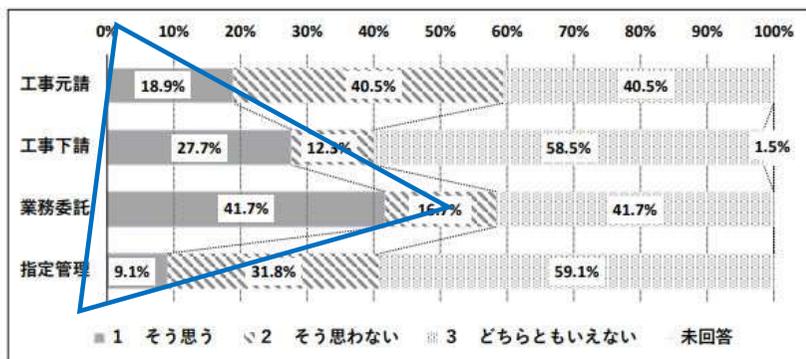
[公契約条例の効果] 地域経済・社会の活性化、公契約条例の対象拡大への期待(従事者)

足立区公契約条例

(15) 地域経済の活性化に対する効果

【問9】 公契約条例は、地域経済の活性化に効果があると思いますか。また、その理由もご記入ください (いずれか一つに○)。

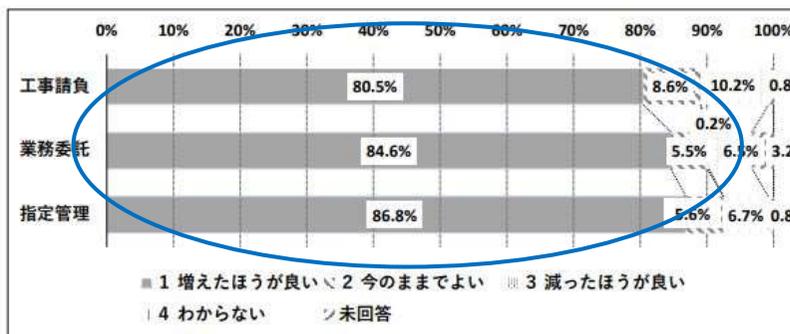
どの契約区分でも、「3 どちらともいえない」との回答が最も多い。
また、『工事元請』は「2 そう思わない」が、『業務委託』は「1 そう思う」が、それぞれ「3 どちらともいえない」と同数になっている。



項目	工事請負契約				業務委託契約		指定管理協定	
	元請		下請		回答数	割合	回答数	割合
1 そう思う	7	18.9%	18	27.7%	5	41.7%	2	9.1%
2 そう思わない	15	40.5%	8	12.3%	2	16.7%	7	31.8%
3 どちらともいえない	15	40.5%	38	58.5%	5	41.7%	13	59.1%
未回答	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
総計	37	100.0%	65	100.0%	12	100.0%	22	100.0%

【問3-5】 あなたは、区が定めた最低賃金(労働報酬下限額)以上の賃金が保証される現場が、どうなったら良いと思いますか (いずれか一つに○)。

どの契約区分でも、「1 増えたほうが良い」との回答が8割以上を占め、最も多い。



項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 増えたほうが良い	103	80.5%	418	84.6%	739	86.8%
2 今のままでよい	11	8.6%	27	5.5%	48	5.6%
3 減ったほうが良い	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%
4 わからない	13	10.2%	32	6.5%	57	6.7%
未回答	1	0.8%	16	3.2%	7	0.8%
総計	128	100.0%	494	100.0%	851	100.0%

[出所] 足立区公契約条例 アンケート調査結果(調査期間: 令和4年10月17日~12月31日)
(足立区ウェブサイト) https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/61434/questionnaire_1.pdf

[公契約条例の制定状況]

2023年4月現在、

○全国の自治体に、労働条項がある条例が28、労働条項のない理念型条例は52ある。

○東京都内(島しょ部を除く)の53区市町村のうち、14区市に条例がある。労働条項のある条例が13、労働条項のない理念型条例が1ある。

○令和5年度中に、新たに2区が条例制定の見通し。

→東京都内(島嶼部除く)の53区市町村のうち16区市(30%)、23区のうち13区(過半数)で条例制定の見通し



[出所]筆者作成